

議第265号

京都市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

京都市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年 2 月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市市税条例等の一部を改正する条例

(京都市市税条例の一部改正)

第 1 条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の 3 第 1 項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(京都市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年 6 月10日京都市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中附則第16条の 5 の改正規定を次のように改める。

附則第16条の 5 を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条の 5 法附則第30条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車と同項に規定する初回車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第70条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第 2 号ウ(イ)	3,900円	4,600円
第70条第 2 号ウ(ウ) a(a)	6,900円	8,200円

第70条第2号ウ(ウ)a(b)	10,800円	12,900円
第70条第2号ウ(ウ)b(a)	3,800円	4,500円
第70条第2号ウ(ウ)b(b)	5,000円	6,000円

第1条中附則第26条の改正規定を次のように改める。

附則第26条を削り，附則第27条を附則第26条とし，附則第28条を附則第27条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第16条の5第2項表以外の部分中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に，「において，平成28年度分」を「は，平成29年度分」に改め，同条第3項表以外の部分中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に，「において，平成28年度分」を「は，平成29年度分」に改め，同条第4項表以外の部分中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に，「において，平成28年度分」を「は，平成29年度分」に改める。

附則第1条第2号を次のように改める。

(2) 第1条の2及び附則第4条第1項 平成29年4月1日

附則第1条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第1条（附則第7条の改正規定，附則第8条の2の次に見出し及び2条を加える改正規定並びに第1号及び前号に掲げる改正規定を除く。），第2条並びに次条第4項及び附則第4条（第1項及び第3項を除く。） 平成31年10月1日

附則第2条第4項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

附則第4条第3項中「平成29年度分」を「平成32年度分」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第1条の2の規定による改正後の京都市市税条例附則第16条の5の規定は、平成29年度分の軽自動車税から適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の創設を延期する等の必要があるので提案する。